

京都市選挙管理委員会告示第17号

平成15年10月21日京都市選挙管理委員会告示第20号（農業委員会等に関する法律に基づいて行う選挙の投票区）の一部を次のとおり改めます。

平成24年8月8日

京都市選挙管理委員会
委員長 國枝 克一郎

第3選挙区の第3投票区の項中、「竹田段ノ川原町」を「竹田段川原町, 竹田西段川原町」に改め, 「竹田三ツ杭町」の右に「竹田北三ツ杭町」を加える。

(選挙管理委員会事務局選挙課)